

中華料理

八仙閣

CHINESE RESTAURANT  
HASSENKAKU

G I F T T I C K E T  
八仙閣全店でご利用いただけます

八仙閣 本店

福岡市博多区博多駅東2-7-27 TERASO-I

☎0120-489-451

本店レストラン 彩虹 (ツイホン)

福岡市博多区博多駅東  
2-7-27 (TERASO-I 2F)  
tel.092-411-4188



日本料理 銀香梅

福岡市博多区博多駅東  
2-7-27 (TERASO-I 1F)  
tel.092-411-4155



カフェ オトミレ

福岡市博多区博多駅東  
2-7-27 (TERASO-I 1F)  
tel.092-411-4181



八仙閣レストラン

八仙閣レストラン 春日店

春日市惣利1-65  
☎0120-273-008

八仙閣レストラン 志免店

糟屋郡志免町大字南里36-1  
☎0120-777-605

八仙閣レストラン 今宿店

福岡市西区今宿西1-23-5  
☎0120-478-001

八仙閣レストラン 新宮中央駅前店

糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目10-5  
アーバンモール新宮中央内  
☎0120-885-227

八仙閣 天神スカイビアテラス店

福岡市中央区天神1-4-1  
西日本新聞会館 17階屋上  
tel.092-712-4650



## 利用者保護措置

### ◆利用者資金の保全方法（資金決済法14条1項）

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託することにより資産保全することが義務付けられております。

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債務者に先立ち弁済を受けることができます。

当社の利用者資金の保全方法は次の通りです。

- ・金銭による供託

### ◆無権限取引※より発生した損失の補償等の対応方針

※利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。

<八仙閣ギフトチケットについて>

当社は、当社が発行及び管理する前払式支払手段に該当する商品券の紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、原則として、その責任を負わないものとします。

#### 【補償に関する相談窓口及びその連絡先】

相談窓口：株式会社八仙閣 総務部

連絡先：電話番号（092）411-4227